

## PCR等検査無料化推進事業費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この補助金は、経済社会活動を行う際の検査を無料とできるよう支援するとともに、感染拡大の傾向が見られる場合に、知事の判断により、ワクチン接種者を含め、感染の不安がある無症状者に対する検査を無料とできるよう支援を行うことにより、日常生活や経済社会活動における感染リスクの引き下げを図るとともに、併せて、陽性者の早期発見、早期治療につなげることを目的として、「北海道補助金等交付規則」(昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。)の規定によるほか、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内において交付する。

### (補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業等」という。)は、以下のとおりであり、(1)又は(2)の事業については、別に定める「PCR等検査無料化推進事業実施要領」(以下「実施要領」という。以下同じ。)に基づき行うものに限る。

#### (1) ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業

新型コロナウイルス感染症の症状が出ていない者(以下「無症状者」という。)が、経済社会活動を行うに当たり、ワクチン・検査パッケージ制度(飲食店やイベント主催者等の事業者が、入店者や入場者等の利用者のワクチン接種歴又は検査結果の陰性のいずれかを確認することにより、感染リスクを低減させ、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等において課される行動制限を緩和する制度)又は対象者全員検査及び飲食、イベント若しくは旅行・帰省等の活動に際してワクチン接種歴や検査結果の陰性のいずれかを確認する民間の取組みにおいて必要な検査に要する費用を無料とするために、実施する事業

#### (2) 感染拡大傾向時の一般検査事業

感染リスクが高い環境にある等の理由により感染不安を感じる住民のうち、無症状者が、検査受検要請(感染拡大傾向にある場合に知事の判断により行われる新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第24条第9項等に基づくものに限る。)に応じて受検した検査に要する費用を無料とするために、実施する事業

#### (3) 検査体制整備支援事業

(1)及び(2)の事業開始に当たっての初期投資等、検査実施に当たり必要な検査体制整備等のために、実施する事業

(補助事業者)

第3条 この交付要綱に定める補助事業等のうち、補助事業者は、次に掲げる事業者であって、実施要領第2条による実施計画書を作成・提出し、知事から登録を受けた者とする。

- (1) 医療機関
- (2) 衛生検査所
- (3) 薬局
- (4) 「ワクチン・検査パッケージ制度要綱」(令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部)に定めるワクチン・検査パッケージ制度若しくは対象者全員検査により行動制限の緩和の適用を受ける事業者等の登録を受けた事業者
- (5) 市町村

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費(以下「対象経費」という。)は、補助事業等に要した経費のうち、別表第3欄に掲げるものとする。

(補助金交付額の算定方法)

第5条 この補助金の交付額は、次により算出した額とする。

- (1) 別表第2欄に定める基準額と別表第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表4に定める補助率を乗じて得た額の範囲内の額を補助する。

(補助金の交付申請)

第6条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第3条に基づき行う告示の定めるところにより、補助金等交付申請書(保福第1号様式(平成10年北海道告示第500号による告示様式。以下「保福第〇号様式」について同じ。))に、次に掲げる書類を添えて別に定める日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書 保福第1の2号様式
- (2) 補助金等交付申請額算出調書 保福第1の15号様式
- (3) 経費の配分調書 保福第1の18号様式
- (4) 事業予算書 別記第1の20号様式
- (5) 資金収支計画 別記第1の32号様式
- (6) 補助金交付決定前着手届(該当する場合)
- (7) その他知事が必要と認める書類

(交付の条件)

第7条 この補助金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。

- (1) 規則、この交付要綱及び補助金交付決定の通知に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を遂行し、その成果を成し遂げなければならない。
- (2) 補助事業等の経費の配分を変更するときは、知事の承認を受けなければならない。ただし、補助金の交付の目的の達成及び事業の能率的な執行に支障を及ぼさない程度の細部の変更と認められるときは、この限りではない。
- (3) 補助事業等の内容を変更するときは、知事の承認を受けなければならない。ただし、次の事項のいずれかに該当するときは、この限りではない。
  - ア 当該変更に伴う補助事業費の増減額が、変更前の補助事業費の10分の1を超えないとき。
  - イ 補助金の交付の目的の達成及び事業の能率的な執行に支障を及ぼさない程度の細部の変更と認められるとき。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けなければならない。
- (5) 補助事業等の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (6) 補助事業等に関する帳簿及び書類を備え、この補助事業等に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを補助事業等の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。
- (7) 補助事業等の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を知事に提出し、また、道の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければならない。
- (8) この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業等を遂行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従わなければならない。
- (9) 前号の命令に違反したときは、当該補助事業等の遂行を一時停止し、並びに当該補助金の交付の決定の内容及び、これに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとるべきことを命じる。
- (10) 補助事業等により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化令」という。）第14条第1項第2号の規定により内閣総理大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならない。また、道が適切と認める法人格を有する団体等に交付する場合、「50万」とあるのは「30万円」と読み替えるものとする。
- (11) (10)の規定により知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を道に納付させることがある。

- (12) 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (13) この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくはこれに付けた条件を変更することがある。
- (14) 補助事業等が完了したとき（廃止の承認を受けた時を含む。）は、当該補助事業等の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は4月10日までのうち、いずれか早い日までに、補助事業等実績報告書を知事に提出しなければならない。
- (15) 補助事業等実績報告書の提出に当たって、この補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- (16) 補助事業等実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の確定申告によりこの補助金に掛かる消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記第2号様式によりその金額（実績報告において、前項により減額した場合にあっても、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。
- また、この補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年6月30日までに知事に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに知事に報告し、当該金額を返還しなければならない。
- (17) この補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る補助事業等の成果が適合しないときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命じる。
- (18) 次のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがある。補助金の額の確定があった後においても、また、同様とする。
- ア この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。
- イ 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。

ウ 補助事業等に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。

エ 補助事業等により所得し、又は効用の増加した財産を、あらかじめ知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供したとき。

オ アからエまでに掲げる場合のほか、補助事業等に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。

(19) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければならない。

(20) 補助金の返還を命じられ、当該補助金又は違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において同種の事務または事業について交付を申請した補助金等（その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金等」という。）があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがある。

(21) 補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければならない。

#### （補助金の交付決定内容等の変更）

第8条 この補助金の交付の決定を受けた者は、補助金の交付の決定の内容に関し、補助事業等の内容又は補助対象経費の変更をしようとするときは、補助事業等変更承認申請書（保福第1の21号様式）を提出し、あらかじめ知事の承認を受けるものとする。

#### （補助事業の中止または廃止）

第9条 補助事業等を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、知事の承認を受けなければならない。

#### （実績報告）

第10条 規則第14条の規定により、補助事業等が完了したときは、速やかに補助事業等実績報告書（保福第1の28号様式）に次に係る書類を添えて、知事に提出しなければ

ばならない。

なお、検査体制設備支援事業の交付決定を受けた事業者は、写真など整備したことがわかる書類を提出すること。

- (1) 事業実績書 保福第1の2号様式
- (2) 補助金等精算書 保福第1の30号様式
- (3) 事業精算書 保福第1の31号様式
- (4) 事業実施報告書 別記第1号様式
- (5) 経費の支出に係る証拠書類
- (6) その他知事が必要と認める書類

#### 附 則

この要綱は、令和4年1月25日から施行し、令和3年12月21日から適用する。

この要綱の一部改正は、令和4年2月21日から施行し、令和4年1月26日から適用する。なお、令和4年1月25日までに実施した事業については従前の例による。

別表

1 区 分	2 補助基準額	3 補助対象経費	4 補助率
ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業  感染拡大傾向時の一般検査事業	<p>(1) 1回当たりの検査キット原価（税込）            ○PCR検査等            実施事業者の仕入額（上限8,500円）            なお、実施事業者が医療機関である場合については、検体採取を行った医療機関以外の施設へ検体を輸送し検査を委託して実施した場合を除き、令和3年12月31日以降は、上限額を7,000円とし、この扱いは令和3年12月31日以降に仕入れた検査キットから適用する。</p> <p>○抗原定性検査            実施事業者の仕入額（上限3,000円）            なお、令和3年12月30日までは、上限額を3,500円とし、この扱いは令和3年12月30日までに仕入れた検査キットに適用する。</p> <p>(2) その他実施事業者において生じる各種経費等（税込）            ○PCR検査等、抗原定性検査            3,000円／回</p>	<p>無料検査に係る検査キット原価等（需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費）            なお、この経費には以下費用を含むものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・検査キット代、検体採取容器代、包装費</li> <li>・検査費用（PCR検査等の場合）</li> <li>・結果通知費用（PCR検査等を検体採取場所以外で実施する場合）</li> <li>・検体管理費用（PCR検査等を検体採取場所以外で実施する場合）</li> <li>・往復送料（復路送料はPCR検査等を検体採取場所以外で実施する場合）</li> <li>・製造・検査拠点における販売管理費等（検査拠点はPCR検査等を検体採取場所以外で実施する場合）</li> </ul> <p>無料検査を実施する上での各種経費（報酬、給料、職員手当、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金、備品購入費）</p>	10分の10以内

別表

1 区 分	2 補助基準額	3 補助対象経費	4 補助率
<p>検査体制整備支援事業</p>	<p>1箇所当たり 1,300,000 円以内</p>	<p>検査実施に当たり必要な検査体制整備等に要する経費                      なお、以下については、対象外経費とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員の人件費                          地方公共団体の職員の人件費（新型コロナウイルス感染症対応のための体制拡充等及び雇い止め又は内定取消しにあった者等の一時的な雇用等に必要となるもの（任期の定めのない常勤職員の給料分を除く）を除く）</li> <li>・ 用地の取得費</li> <li>・ 貸付金・保証金                          繰上償還による保証金の過払い相当分の返金に伴う国庫返納を要するもの。利子補給金又は信用保証料補助は該当しない。</li> <li>・ 補助事業等の実施と関連しない費用</li> </ul>	<p>10分の10以内</p>